

# ～千葉市花見川消防署からお知らせ～

建物関係者の皆様  
テナント入居をお考えの皆様

テナントの入替えや間仕切り変更をする場合は、事前に消防局にご相談ください！

建物のテナント入替えや改修等を行う場合、消防法・火災予防条例の適用が変わり、消防法令違反となる場合があります。これらをお考えの場合、まずは消防局にご相談ください！



## ＜消防法違反となる例＞

**例 ①**

4F	事務所	屋内階段
3F	事務所	
2F	事務所	
1F	事務所	

⇒

4F	事務所	屋内階段
3F	事務所	
2F	事務所	
1F	福祉施設	

事務所ビルのテナントを、福祉施設や不特定多数の方が利用する飲食店や物販店などに変更する場合  
**※この場合、建物全体に自動火災報知設備や誘導灯が必要になります**

**例 ②**

3F	事務所	屋内階段
2F	飲食店	
1F	コンビニ	

⇒

3F	福祉施設	屋内階段
2F	飲食店	
1F	コンビニ	

屋内階段が1つしかない建物の3階以上または地下に、福祉施設や不特定多数の方が利用する飲食店や物販店などに変更する場合  
**※この場合、面積にかかわらず建物全体に自動火災報知設備や誘導灯が必要になります。**  
**また、避難器具についても消防法上の規制が強化されます。**

**例 ③**

2F	共同住宅	屋外階段
1F	共同住宅	

⇒

2F	共同住宅	屋外階段
1F	事務所	

事務所等の不特定の利用がない用途に変更する場合でも、変更を伴わない上の階に影響する場合があります。  
**※この場合、2階の避難器具の要件が30人⇒10人となります。**

上記に記載する消防設備の他にも

- ・防火管理者
- ・統括防火管理者
- ・消防設備点検報告の期間
- ・防火対象物点検

など、適用が変更となる場合があります。

## 消防法令に違反した場合どうなる？

- ・違反建物として建物名や違反内容等が**消防局ホームページに公表**される場合があります。
- ・**消防法に基づく命令や罰則**を受ける場合があります。命令を受けると、建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。

**消防法違反とならないよう、テナント入替え等の際は、事前に消防局にご相談ください！**

相談先はこちらへ

消防設備に関すること：千葉市消防局予防部指導課 建築第二係（☎043-202-1736(花見川区担当)）  
 防火管理・消防設備点検に関すること：千葉市花見川消防署 予防係（☎043-259-2571）

